

措置通知書

港湾部 みなと振興・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 相浦物揚場給水施設水道料金（実費徴収金）及び市有財産貸付料において、佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項で「令第 171 条の規定による督促は、納期限後 20 日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。</p> <p>② 負担金（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。</p>	<p>佐世保市財務規則第 268 条の 2 第 1 項の規定は認識し、対応を行なってきましたが、チェック体制が不十分であったため、納期限後 20 日以内の督促状発送を失念していたものです。</p> <p>課内会議において、改めて財務規則について職員に周知徹底を行なうとともに、法令遵守の意識を高めました。</p> <p>また、チェック時は財務システムにより複数人で納付状況の確認を行なうようにし、あわせて従来のマニュアルを再度検証、必要な修正を行った上で回覧等により周知徹底を図りました。</p> <p>旅費（概算払）の精算処理を失念したため、会計管理室への精算書の提出が遅延したものです。</p> <p>今後は、精算処理を要する案件の関係書類（出張命令書等）を課内で一か所に集約・保管し、課員共有のもと、未処理伝票の見落としがないよう徹底を図りました。</p> <p>負担金（資金前渡）の精算処理を失念したため、会計管理室への精算書の提出が遅延したものです。</p> <p>今後は、精算処理を要する案件の関係書類（支出命令書等）を課内で一か所に集約・保管し、課員共有のもと、未処理伝票の見落としがないよう徹底を図りました。</p>

3. 契約事務

① 小型船舶けい留許可制度に伴う業務委託契約(執行予定額 300 万円以上)において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 30 号で、「…1 件 300 万円以上 600 万円未満の経費の支出負担行為に関すること。」は部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

② 相浦市宮棧橋待合所管理業務の委託契約において、佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条で「政令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約(長期継続契約を締結することができる契約)は、次に掲げるものとする。」と規定されているにもかかわらず、同条例第 2 条第 1 号から第 9 号の規定に該当しない業務について長期継続契約を締結していた。

③ 相浦市宮棧橋待合所管理業務委託契約の変更契約において

ア 佐世保市財務規則第 176 条で「随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず見積金額をもって契約を締結していた。

佐世保市事務処理規程第 7 条第 30 号の確認不足により、1 件 300 万円以上 600 万円未満の経費の支出負担行為に関することは部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、その事務処理を行なっていなかったものです。

今回の指摘を受けて、令和 2 年 3 月 18 日に部長の決裁を受けました。

また、課内会議において規程を再確認し、適正な事務処理を行ない再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。

佐世保市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条の認識不足により、長期継続契約を締結できる業務が規定されているにもかかわらず、平成 27 年 4 月 1 日付の契約において、長期継続契約をすべきものではない契約を長期継続契約として締結していたものです。

課内会議において、条例を再認識し、契約課への事前協議及び契約課長の合議を行なうよう、適正な事務処理について周知徹底を図りました。

なお、関係部局と協議を行なった結果、原契約については期間満了まで現状の契約を維持することとし、以降は単年度契約といたします。

佐世保市財務規則第 176 条の認識不足により、随意契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 166 条の規定に準じて予定価格を定めるよう規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せずに契約を締結していたものです。

課内会議において、財務規則を再認識し、適正な事務処理を行ない再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。

イ 佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。

佐世保市文書規程第 33 条第 1 項の確認不足により、契約に関する起案書は、すべて総務課長の審査を受けなければならないと規定されているにもかかわらず、平成 29 年度契約時において、その事務処理を行なっていなかったものです。

課内会議において、文書規程を再確認し、適正な事務処理を行ない再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。

4. 財産管理事務

① 土地売り払いにかかる一般競争入札において、佐世保市財務規則第 167 条第 1 項で「一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もりに係る入札金額…の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公告文に参考価格の 100 分の 5 の額（定額）を入札保証金として納付するよう記載していた。

佐世保市財務規則第 167 条第 1 項の認識不足により、公有財産の売却に係る入札で予定価格を事前に公表するものについては、入札保証金を予定価格の 100 分の 5 以上の額とすることができると規定されているにもかかわらず、公告文書中に参考価格の 100 分の 5 の額を入札保証金として納付するよう記載していたものです。

課内会議において、財務規則を再認識し、適正な事務処理を行ない再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。

措置通知書

港湾部 みなと整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>④ 鯨瀬地区浮棧橋維持補修工事（随意契約）において、佐世保市財務規則第175条の2別表7で、令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の限度額は、工事又は製造の請負については130万円までと規定されているにもかかわらず、工事を分割発注し、入札に付さず随意契約により契約を締結していた。</p> <p>⑤ 工事請負契約（契約額15,235,000円、契約額8,558,000円）において、佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する事務処理要領第4条第3項(2)①で規定する「契約課が発注する設計金額が130万円を超えるもの」に該当する工事であるにもかかわらず、契約課へ依頼せずに主管課で随意契約を行っていた。</p> <p>⑥ 浦頭地区構造物撤去工事（契約額15,235,000円）の検査について、佐世保市財務規則第186条第1項で「請負契約に係る…検査は、検査を担当する職員…が行なう。」と規定されているにもかかわらず、当該工事を主管する課長が検査を行っていた。</p>	<p>佐世保市財務規則第175条の2の認識不足により、随意契約の限度額が工事又は製造の請負については130万円までと規定されているにもかかわらず、競争入札に付さず随意契約により契約を締結していたものです。</p> <p>今後は、二度とこのような事がないよう、課内会議において、財務規則を再認識し、適正な契約事務を行ない再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。</p> <p>佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する事務処理要領第4条第3項(2)①の確認不足により、契約課へ依頼すべき工事であるにもかかわらず、その事務処理を行なっていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、設計金額130万円を超える工事については、契約課への依頼等を行なうよう事務処理要領を遵守いたします。</p> <p>佐世保市財務規則第186条第1項の認識不足により、工事竣工時の検査について技術監理課へ依頼せず、主管課長が検査を行っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、課内会議において、財務規則を再認識し、規則を遵守し再発防止に努めるよう周知徹底を図りました。</p>